

平成 25 年度 東京電力福島原子力発電所事故調査
委員会の報告書を受けて講じた措置

第 186 回国会（常会）提出

この文書は、国会法（昭和 22 年法律第 79 号）附則第 11 項の規定に基づく、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書である。

平成 25 年度 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書 を受けて講じた措置

目 次

第 1 章 本報告書の位置付け	1
第 2 章 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて政府が 講じた措置	5
第 1 節 「提言 2：政府の危機管理体制の見直し」を受けた取組	5
第 2 節 「提言 3：被災住民に対する政府の対応」を受けた取組	10
第 3 節 「提言 4：電気事業者の監視」を受けた取組	19
第 4 節 「提言 5：新しい規制組織の要件」を受けた取組	28
第 5 節 「提言 6：原子力法規制の見直し」を受けた取組	37

第1章 本報告書の位置付け

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成 23 年法律第 112 号）に基づき国会に設置された東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」という。）は、東京電力福島原子力発電所事故の調査・提言を行うことを目的として平成 23 年 12 月 8 日に発足し、平成 24 年 7 月 5 日に国会の両院議長に報告書（以下「国会事故調報告書」という。）を提出した。

国会事故調報告書には、東京電力福島原子力発電所事故の直接又は間接の原因の究明等の調査結果のほか、原子力に関する基本的な政策並びに当該政策に関する事項を所掌する行政組織の在り方の見直しを含む原子力発電所の事故の防止及び原子力発電所の事故に伴い発生する被害の軽減のため講ずべき施策又は措置についての提言が盛り込まれている（表 1）。国会事故調報告書を受けて政府が講じた措置については、国会法（昭和 22 年法律第 79 号）附則第 11 項において、当分の間毎年、国会に、報告書を提出しなければならない旨が規定されており（表 2）、平成 25 年 6 月 11 日に「平成 24 年度 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置」を閣議決定し、国会に提出した。本報告書は、引き続き、国会法の規定を受け、平成 25 年度に政府が講じた措置について取りまとめたものである。

表 1 国会事故調提言

提言 1：規制当局に対する国会の監視

国民の健康と安全を守るために、規制当局を監視する目的で、国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する。

- 1) この委員会は、規制当局からの説明聴取や利害関係者又は学識経験者等からの意見聴取、その他の調査を恒常的に行う。
- 2) この委員会は、最新の知見を持って安全問題に対応できるよう、事業者、行政機関から独立した、グローバルな視点を持った専門家からなる諮問機関を設ける。
- 3) この委員会は、今回の事故検証で発見された多くの問題に関し、その実施・改善状況について、継続的な監視活動を行う。
- 4) この委員会はこの事故調査報告について、今後の政府による履行状況を監視し、定期的に報告を求める。

提言 2：政府の危機管理体制の見直し

緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に関係する制度についての抜本的な見直しを行う。

- 1) 政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力のあ
る体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。
- 2) 放射能の放出に伴う発電所外（オフサイト）の対応措置は、住民の健康と安全
を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分
担を行い実施する。
- 3) 事故時における発電所内（オンサイト）での対応（止める、冷やす、閉じ込め
る）については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場当たりの指示・
介入を防ぐ仕組みとする。

提言 3：被災住民に対する政府の対応

被災地の環境を長期的・継続的にモニターしながら、住民の健康と安全を守り、生
活基盤を回復するため、政府の責任において以下の対応を早急に取り組む必要がある。

- 1) 長期にわたる健康被害、及び健康不安へ対応するため、国の負担による外部・
内部被ばくの継続的検査と健康診断、及び医療提供の制度を設ける。情報につい
ては提供側の都合ではなく、住民の健康と安全を第一に、住民個人が自ら判断
できる材料となる情報開示を進める。
- 2) 森林あるいは河川を含めて広範囲に存在する放射性物質は、場所によっては増
加することもあり得るので、住民の生活基盤を長期的に維持する視点から、放射
性物質の再拡散や沈殿、堆積等の継続的なモニタリング、及び汚染拡大防止対策
を実施する。
- 3) 政府は、除染場所の選別基準と作業スケジュールを示し、住民が帰宅あるいは
移転、補償を自分で判断し選択できるように、必要な政策を実施する。

提言 4：電気事業者の監視

東電は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院
等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言 1 に示した規制機関の監
視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監
視する必要がある。

- 1) 政府は電気事業者との間の接触について、ルールを定め、それに従った情報開
示を求める。
- 2) 電気事業者間において、原子力安全のための先進事例を確認し、その達成に向
けた不断の努力を促す相互監視体制を構築する。

- 3) 東電に対して、ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等を再構築し、より高い安全目標に向けて、継続した自己改革を実施するように促す。
- 4) 以上の施策の実効性を確保するため、電気事業者のガバナンスの健全性、安全基準、安全対策の遵守状態等を監視するために、立ち入り調査権を伴う監査体制を国会主導で構築する。

提言5：新しい規制組織の要件

規制組織は、今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を満たすものとする。

- 1) 高い独立性：①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスを確立する。
- 2) 透明性：①各種諮問委員会等を含めて意思決定過程を開示し、その過程において電気事業者等の利害関係者の関与を排除する。②定期的に国会に対して、全ての意思決定過程、決定参加者、施策実施状況等について報告する義務を課す。③推進組織、事業者、政治との間の交渉折衝等に関しては、議事録を残し、原則公開する。④委員の選定は第三者機関に1次選定として、相当数の候補者の選定を行わせた上で、その中から国会同意人事として国会が最終決定するといった透明なプロセスを設定する。
- 3) 専門能力と職務への責任感：①新しい規制組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成し、また、そのような人材の採用、育成を実現すべく、原子力規制分野でのグローバルな人材交流、教育、訓練を実施する。②外国人有識者を含む助言組織を設置し、規制当局の運営、人材、在り方等の必要な要件設定等に関する助言を得る。③新しい組織の一員として、職務への責任感を持った人材を中心とすべく、「ノーリターンルール」を当初より、例外なく適用する。
- 4) 一元化：特に緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化を図る。
- 5) 自律性：本組織には、国民の健康と安全の実現のため、常に最新の知見を取り入れながら組織の見直しを行い、自己変革を続けることを要求し、国会はその過程を監視する。

提言6：原子力法規制の見直し

原子力法規制については、以下を含め、抜本的に見直す必要がある。

- 1) 世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。

- 2) 安全確保のため第一義的な責任を負う事業者と、原子力災害発生時にこの事業者を支援する他の事故対応を行う各当事者の役割分担を明確化する。
- 3) 原子力法規制が、内外の事故の教訓、世界の安全基準の動向及び最新の技術的知見等が反映されたものになるよう、規制当局に対して、これを不断かつ迅速に見直していくことを義務付け、その履行を監視する仕組みを構築する。
- 4) 新しいルールを既設の原子炉にも遡及適用すること（いわゆるバックフィット）を原則とし、それがルール改訂の抑制といった本末転倒な事態につながらないように、廃炉すべき場合と次善の策が許される場合との線引きを明確にする。

提言 7：独立調査委員会の活用

未解明部分の事故原因の究明、事故の収束に向けたプロセス、被害の拡大防止、本報告で今回は扱わなかった廃炉の道筋や、使用済み核燃料問題等、国民生活に重大な影響のあるテーマについて調査審議するために、国会に、原子力事業者及び行政機関から独立した、民間中心の専門家からなる第三者機関として（原子力臨時調査委員会〈仮称〉）を設置する。また国会がこのような独立した調査委員会を課題別に立ち上げられる仕組みとし、これまでの発想に拘泥せず、引き続き調査、検討を行う。

表 2 国会法（抄）

国会法（昭和 22 年法律第 79 号）

附則第 11 項

内閣は、当分の間毎年、国会に、前項の法律（注：東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法）の規定により送付を受けた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて政府が講じた措置

提言2：政府の危機管理体制の見直し

緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に係る制度についての抜本的な見直しを行う。

提言2 1) 政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。

政府の危機管理体制の在り方については、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号。以下「設置法」という。）附則第 6 条第 7 項において、原子力災害を含む大規模災害へのより機動的かつ効果的な対処が可能となるよう、大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について抜本的な見直しを行うこととされていることを踏まえ、米国の連邦危機管理庁（**FEMA: Federal Emergency Management Agency**）をはじめとする各国政府における危機管理組織体制について調査を実施しており、本調査を基に、我が国における最適な危機管理組織体制の在り方について検討を行うこととしている。

緊急時の対応に関しては、原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定）（平成 25 年 9 月 5 日全部改正）等の改正を行い、①原子力災害対策指針に示す判断基準に基づき、住民等の防護措置を実施することについて、原子力災害対策本部が指示することとし、②国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターを中心として緊急時モニタリングを実施することとし、③安定ヨウ素剤の服用は、原子力規制委員会が判断し、原子力災害対策本部が指示することとした。インフラ整備の支援のための道府県向け交付金として、平成 25 年度は 110.5 億円の予算を措置した。また、中央と現地の各拠点（総理大臣官邸（以下「官邸」という。）、原子力規制庁緊急時対応センター（**ERC: Emergency Response Center**）、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 12 条第 1 項に基づく緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）及び事故が発生した原子力施設等が立地等する道府県の道府県庁（以下「立地道府県庁」という。））をつなぐテレビ会議システム等の通信設備を整備・維持管理するとともに、緊急時対策支援システ

ム（ERSS: Emergency Response Support System）について衛星通信回線の整備・維持管理等を行った。

【参考】平成 24 年度までに講じた主な措置

- 原災法の改正により原子力災害対策本部が拡充された。具体的には、①発電用原子炉の事故について、従来の経済産業大臣に加え、副本部長に内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長（必要に応じて他の国務大臣等）を充てることとするとともに、②本部員に全ての国務大臣、内閣危機管理監（必要に応じて副大臣又は大臣政務官）を充てることとした。
- 原子力災害対策本部の事務局機能の強化を図るため、平成 24 年 10 月 19 日原子力防災会議幹事会決定により原子力災害対策マニュアルを見直し、特に大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を確保した。
- 設置法により改正された原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）に基づき、原子力防災に関する平時からの総合調整を行う原子力防災会議を設置し、議長には内閣総理大臣を、副議長には内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長を、議員には全ての国務大臣及び内閣危機管理監を、事務局長には環境大臣をそれぞれ充てることとした。平成 24 年 10 月 19 日に第 1 回会議を開催し、原災法第 6 条の 2 第 1 項に基づく原子力災害対策指針の検討状況や原子力災害対策マニュアル等について報告した。

提言 2 2) 放射能の放出に伴う発電所外（オフサイト）の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。

原災法では、原子力規制委員会は、事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされている。平成 25 年 2 月、6 月及び 9 月に原子力災害対策指針を改定し、安定ヨウ素剤の配布・服用方法、緊急時モニタリングに係る詳細に関する規定や、新規制基準を踏まえた緊急時活動レベル（EAL: Emergency Action Level）に関

する詳細な規定を追加した。また、原子力規制庁は原子力災害対策指針の解説として「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」や「緊急時モニタリングについて」を公表した。

また、発災時に原子力災害現地対策本部等が置かれるオフサイトセンターの機能拡充のため、道府県による防災資機材整備に対する財政的支援を行っている。新たなオフサイトセンター立地地点の要件（原則として原子力発電所から5～30km圏内に設置）に基づき、北海道電力(株)泊発電所、東京電力(株)福島第二原子力発電所、四国電力(株)伊方発電所に係るオフサイトセンターの移転・整備を進めた。なお、東京電力(株)福島第一原子力発電所、中部電力(株)浜岡原子力発電所、北陸電力(株)志賀原子力発電所に係るオフサイトセンターについては、平成26年度予算で移転・整備を行う予定としている。

地域における原子力災害対策の要となる地域防災計画（原子力災害対策編）は、関係地方公共団体が策定することとされており、万が一の緊急時に備え、その内容の具体化を図り、実効性を高めていくことが重要である。こうした観点から、避難計画や要援護者対策の具体化等を進めるに当たって、地方公共団体のみでは解決が困難な対策について、国として積極的に対応していくこととしている。平成25年9月3日の原子力防災会議において「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」を決定し、13地域（泊、東通、女川、福島、東海、柏崎刈羽、志賀、福井、浜岡、島根、伊方、玄海、川内）それぞれに、課題解決のためのワーキングチームを設置した。各地域に共通して対応すべき事項については、関係府省等の検討結果を取りまとめ「共通課題についての対応方針」として平成25年10月9日に関係道府県に提示した。

これらの取組を通じ、平成26年3月末現在で、地域防災計画（原子力災害対策編）は、対象となる21道府県全てにおいて策定済みとなっており、135市町村のうち123市町村において策定済みとなっている。周辺住民の避難計画については、71市町村について計画を策定済みであり、特に、泊、福井、島根、伊方、玄海及び川内の6地域については、地域全体として避難計画が具体化されている。各地域の計画策定の進捗状況については、原子力防災会議等において順次、確認を行うこととしている。避難計画が未策定の自治体については、避難経路としてどのルートを使うのか、どのような単位でどこへ避難するのかといったことの調整に時間を要しているが、暫定的な計画や広域避難指針の策定

等の取組も進展している。

また、平成 25 年 10 月 11 日、12 日に、九州電力(株)川内原子力発電所を対象として、国、地方自治体、原子力事業者の合同で、原災法に基づく原子力総合防災訓練を実施した。実際の災害場面に近似させるよう事故シナリオを進展させ、実時間での状況判断等の訓練を実施した。また、他の原子力発電所所在地においても、各道府県主催の原子力防災訓練が行われており、関係省庁による訓練計画作成の支援や訓練への参加を行った。防災訓練等を通じて抽出された課題・教訓を生かし、必要に応じて原子力災害対策マニュアル等を修正・改定するとともに、原子力防災体制の継続的な充実・強化を図ることとしている。

【参考】平成 24 年度までに講じた主な措置

- ▶ 設置法により改正された原災法に基づき原子力災害対策指針を策定し、避難等の防護措置を講ずる区域が広範囲になることを踏まえ、予防的防護措置を準備する区域（PAZ: Precautionary Action Zone. 原子力施設からおおむね 5 km を目安。）や緊急防護措置を準備する区域（UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone. 原子力施設からおおむね 30km を目安。）を設定した。また、緊急時における判断や防護措置実施の基準となる緊急時活動レベル（EAL）や運用上の介入レベル（OIL: Operational Intervention Level. 空間放射線量率等により評価。）を設定し、これらの区分ごとに国と地方公共団体が採るべき情報提供、モニタリング、安定ヨウ素剤の予防服用をはじめとした防護措置等を示すなど、国と地方の役割分担を含め、原子力施設外における対応（以下「オフサイト対応」という。）に関する措置を強化した。
- ▶ 現地の対応体制を強化するため、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを改定し、体制を整備した。具体的には、オフサイト対応について、オフサイトセンターに現地対策本部を設置し、環境副大臣（又は環境大臣政務官）や原子力規制庁原子力地域安全総括官を派遣することとし、現地の対応体制を強化した。
- ▶ 平成 24 年 9 月 19 日の改正原災法の施行に併せて、オフサイトセンターの要件を定めた関係省令を改正するとともに、これを補足する技術基準を定めたガイドラインを策定し、オフサイトセンターにおける非常用電源設備の強化や防護服・マスク・飲食料の備蓄を拡充するとともに、代替オフサイトセンターへの

移転を想定した通信資機材を整備した。

提言2 3) 事故時における発電所内（オンサイト）での対応（止める、冷やす、閉じ込める）については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場当たり的な指示・介入を防ぐ仕組みとする。

設置法により改正された原災法により、原子力事業者は、防災訓練の実施とその結果の原子力規制委員会への報告とその要旨の公表が義務化された。また、原子力規制委員会は、当該報告をした原子力事業者に対し、防災訓練の方法の改善等を命ずることができることとされた。これを受け、原子力規制委員会は、平成25年度には、以下のとおり、原子力事業者防災訓練報告会を実施し、事業者の訓練報告の評価を行った。

平成25年10月4日 加圧水型原子力発電所設置事業者の防災訓練報告会

平成25年11月22日 沸騰水型原子力発電所設置事業者の防災訓練報告会

平成25年12月16日 再処理施設及び加工施設設置事業者の防災訓練報告会

【参考】平成24年度までに講じた主な措置

- 設置法により改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）において、原子力事業者の災害の防止に関する必要な措置を講ずる責務等が明確化された。また、原災法に基づく原子力災害対策指針において、原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを明確化した。
- 設置法により改正された原災法に基づき、原子力災害対策本部における役割分担が明確化された。具体的には、改正後の原災法第20条第2項及び第3項において、①技術的、専門的知見に基づいて行う原子力施設内における対応（以下「オンサイト対応」という。）は、原子力規制委員会が行うこととされるとともに、②オンサイト対応に必要な機材調達やオフサイト対応全般は、本部長（内閣総理大臣）指示に基づき関係行政機関等が対応することとされた。

提言3：被災住民に対する政府の対応

被災地の環境を長期的・継続的にモニターしながら、住民の健康と安全を守り、生活基盤を回復するため、政府の責任において以下の対応を早急にする必要がある。

提言3 1) 長期にわたる健康被害、及び健康不安へ対応するため、国の負担による外部・内部被ばくの継続的検査と健康診断、及び医療提供の制度を設ける。情報については提供側の都合ではなく、住民の健康と安全を第一に、住民個人が自ら判断できる材料となる情報開示を進める。

福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、国は、平成23年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金（782億円）を拠出するなど、全面的に県を支援している。福島県では、この基金を活用して、全県民を対象に県民健康管理調査を実施し、行動調査に基づく被ばく線量の把握や健康状態を把握するための健康診査等を行っている。この他に、個人線量計やホールボディカウンターによる被ばく線量の測定等を実施しており、平成25年度補正予算において、福島県の避難指示区域外の方を中心に個人線量計を配布することにより個人の被ばく線量を把握することを通じて、放射線に関する正しい知識の普及を図るための交付金（3.5億円）を福島県に交付した。平成26年度予算により、避難指示区域の解除に伴い帰還する方々及び福島県外の汚染状況重点調査地域の方々を対象に個人線量計を配布し、個人の外部被ばく線量を正確に把握するための事業を開始することとしている。

また、平成25年3月7日の復興推進会議・原子力災害対策本部会合において、避難指示の解除に向け、線量水準に応じて講じるきめ細かな防護措置の具体化等について、年内を目処に一定の見解を示すことを決定した。これを受けて、原子力規制委員会は「帰還に向けた安全・安心対策に関する検討チーム」を立ち上げた。原子力規制委員会は、本検討チームでの議論を踏まえ、平成25年11月20日に、帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的な考え方として、個人が受ける被ばく線量に着目し、住民の帰還に向けて被ばく線量低減や健康不安等に関する数々の取組や対策を示した（表3）。国は、これを踏まえ、後述の「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成25年12月20日閣議決定）に

において、住民の方々の自発的な活動を支援するための総合的・重層的な防護措置を講じることとした。

表3 「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」概要

(1)線量水準に関連した考え方

- ・住民の方々の帰還にあたっては、空間線量率から推定される年間の被ばく線量が 20 mSv を下回ることを必須の条件とした上で、国際的な考え方を踏まえ、国は、以下について取り組むこと。
 - ①長期的な目標として、帰還後に個人が受ける追加被ばく線量が年間 1 mSv以下になるよう目指すこと
 - ②避難指示の解除後、個々の住民の被ばく線量を低減し、住民の放射線に対する不安に可能な限りこたえる対策等をきめ細かく示すこと

(2)住民の帰還に向けた取組

- ・住民の判断に資する、国の重厚な施策を整理したロードマップの策定
- ・国が率先して行う個人線量水準の情報提供、測定の結果等の丁寧な説明等も含めた個人線量の把握・管理
- ・個人の行動による被ばく低減に資する線量マップの策定や復興の動きと連携した除染の推進などの被ばく低減対策の展開
- ・保健師等による身近な健康相談等の保健活動の充実や健康診断等の着実な実施等の健康不安対策の推進
- ・住民の方々にとって分かりやすく正確なリスクコミュニケーションの実施
- ・帰還する住民の方々の被ばく低減に向けた取組等を身近で支える相談員制度の創設、その支援拠点の整備

さらには、後述のように平成 25 年 8 月に避難指示区域の見直し・再編が完了し、早期帰還の実現に向けた新たな段階に入っている一方、依然として放射線による健康影響に対する不安が存在している。個々人の不安に対応したリスクコミュニケーションの強化を図るため、正確で分かりやすい情報の発信や住民を身近で支える相談員の配置など、地元ニーズに沿った施策を関係省庁が取り

まとめ、平成 26 年 2 月に「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」を発表した。このパッケージにおいては、健康に関する住民理解の醸成を担う専門的人材を育成するため、福島県立医科大学における「健康リスクコミュニケーション学講座」の創設を国が支援するとともに、福島県が実施している甲状腺検査に関する理解促進のための取組として、当該検査結果に対する説明会の開催等に関する支援等を行うこととしている。

【参考】平成 24 年度までに講じた主な措置

- ▶ 原子力規制委員会は、平成 25 年 3 月 6 日の定例会合において、①東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故の早期及び長期的外部被ばく線量並びにホールボディカウンターによる内部被ばく線量の把握、②甲状腺検査及び健康診査等による健康状態の把握、③健康管理調査の実施体制等について提言を取りまとめた。

提言 3 2) 森林あるいは河川を含めて広範囲に存在する放射性物質は、場所によっては増加することもあり得るので、住民の生活基盤を長期的に維持する視点から、放射性物質の再拡散や沈殿、堆積等の継続的なモニタリング、及び汚染拡大防止対策を実施する。

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に係る放射線モニタリングについては、関係府省、福島県等が連携し、「総合モニタリング計画」(平成 23 年 8 月モニタリング調整会議決定、平成 26 年 4 月改定)に沿って、陸域、海域等のモニタリングを実施している。

平成 25 年 4 月 1 日に、これまで文部科学省が実施してきた放射線モニタリング業務(学校等に関するモニタリング業務を除く。)が原子力規制委員会へと移管されたことに伴い、総合モニタリング計画における役割分担の再整理を行い、同日行われた総合モニタリング計画の改定に反映した。また、原子力規制委員会は、放射線モニタリングの司令塔機能を担うとともに、総合モニタリング計画に基づき関係機関が実施した放射線モニタリングの結果について、確認及び解析を実施し、その結果を毎週同委員会のホームページに公表している(表 4)。特に、海域のモニタリングについては、原子力規制委員会は、平成 25 年

9月に「海洋モニタリングに関する検討会」を立ち上げ、これまで4回にわたって、モニタリング強化等の検討を行っている。平成25年11月には、国際原子力機関（IAEA: International Atomic Energy Agency）の海洋モニタリングの専門家による視察を受け入れ、原子力規制委員会と日本の関係機関は放射線レベルを監視するための包括的なモニタリングプログラムを策定していること等の評価がなされた。

なお、東京電力(株)福島第一原子力発電所の汚染水問題への対応については、後述の提言4-3)への対応に関する該当箇所を参照。

表4 総合モニタリング計画に基づく主なモニタリング体制（平成26年4月1日以降）

- ・ 全国的な環境一般のモニタリング【原子力規制委員会、各都道府県等】
- ・ 福島県全域の環境一般のモニタリング【原子力規制委員会、原子力災害対策本部、福島県等】
- ・ 水環境【環境省、福島県】
- ・ 海域モニタリング【原子力規制委員会、水産庁、国土交通省、海上保安庁、環境省、福島県等】
- ・ 学校、保育所等のモニタリング【原子力規制委員会、文部科学省、福島県等】
- ・ 港湾、空港、公園、下水道等のモニタリング【国土交通省、自治体等】
- ・ 自然公園等、廃棄物のモニタリング【環境省、福島県、自治体等】
- ・ 農地土壌、林野、牧草等のモニタリング【農林水産省、都道府県等】
- ・ 水道のモニタリング【厚生労働省、自治体等】
- ・ 食品のモニタリング【厚生労働省、農林水産省、各都道府県等】

【参考】平成24年度までに講じた主な措置

- 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に係る放射線モニタリングについては、関係府省、福島県等が連携し、「総合モニタリング計画」に沿って、陸域、海域、食品、水環境など、抜け落ちのないよう様々なモニタリングを実施した。なお、平成24年9月19日以降は、原子力規制委員会が放射線モニタリングの司令塔機能を担うとともに、総合モニタリング計画に基づき、関係機関が実施したモニタリング結果の解析及びその公表を定期的に行った。

提言3 3) 政府は、除染場所の選別基準と作業スケジュールを示し、住民が帰宅あるいは移転、補償を自分で判断し選択できるように、必要な政策を実施する。

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴い設定した警戒区域及び避難指示区域(計画的避難区域を含む。)について、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)に基づき、避難指示区域の見直しを実施し、警戒区域を解除するとともに、平成25年8月8日までに11市町村全てで避難指示区域を三つの区域(避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域)に再編した。

その後、平成25年12月20日に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(表5)を閣議決定し、帰還に向けた取組の拡充と、新たな生活の開始に向けた支援の拡充の両面から福島の復興・再生を支援することとした。この方針においては、避難指示解除準備区域や居住制限区域を中心に、線量水準に応じた健康管理や防護措置を具体化・強化するとともに、帰還困難区域をはじめとした地域については、住民の方々の意向も踏まえ移転先、移住先での新しい生活を始めるために必要な追加賠償も行うこととするなど、両面での支援を充実することとした。

表5 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」ポイント

【福島再生に向けた政府の取組み方針】

1. 早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支える
2. 福島第一原子力発電所の事故収束に向けた取組を強化する
3. 国が前面に立って原子力災害からの福島の再生を加速する(国と東京電力(株)の役割分担)

このような方針を踏まえ、平成26年3月10日の原子力災害対策本部において初の避難指示区域の解除(田村市)の決定を行い、平成26年4月1日に施行した。引き続き、他の市町村についても避難指示区域の解除に向けた調整を行っていくこととしている(表6)。

表 6 市町村の避難指示区域の見直し及び解除について（平成 26 年 4 月 1 日現在）

[新たな避難指示区域]（平成 23 年 12 月 26 日原子力災害対策本部決定）		
<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示解除準備区域：年間積算線量 20 ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域。 ・居住制限区域：現時点からの年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超えるおそれがあり、引き続き避難を継続することを求める地域。 ・帰還困難区域：事故後 6 年を経過してもなお、年間積算線量が 20 ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が 50 ミリシーベルト超の地域。 		
※基準となる年間積算線量は、すべての市町村において平成 24 年 3 月 31 日時点のもの		
[区域見直しを決定した市町村（日付は実施日）]		
平成 24 年	4 月 1 日	田村市、川内村
	4 月 16 日	南相馬市
	7 月 17 日	飯舘村
	8 月 10 日	檜葉町
	12 月 10 日	大熊町
平成 25 年	3 月 22 日	葛尾村
	3 月 25 日	富岡町
	4 月 1 日	浪江町
	5 月 28 日	双葉町
	8 月 8 日	川俣町
[避難指示区域の解除の要件]（平成 23 年 12 月 26 日原子力災害対策本部決定）		
①空間線量率で推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下になることが確実であること		
②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること		
③県、市町村、住民との十分な協議		
[避難指示区域の解除を決定した市町村（日付は施行日）]		
平成 26 年	4 月 1 日	田村市

帰還困難区域の今後の取扱いについては、①除染モデル事業の結果等を踏ま

えた放射線量の見通し、②今後の住民の方々の帰還の意向、③将来の産業ビジョン、④復興の絵姿等を踏まえ、政府全体として、地元と共に検討を深めていくこととしている。

原子力損害賠償に関しては、賠償基準の策定が順次行われており、平成 25 年 12 月 6 日には、田畑に係る賠償の受付が開始された。また、同 20 日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」、及び同 26 日に原子力損害賠償紛争審査会において策定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」において、生活の再建に必要な賠償の考え方が新たに示された。これらの考え方を受けて、平成 26 年 3 月 26 日、移住を余儀なくされた方への一括の精神的損害賠償を 4 月から受付開始することや、避難指示解除後の早期の帰還に伴う追加的費用に係る賠償（早期帰還者賠償）を今後実施すること等が、東京電力（株）より発表された。現在、住居確保に係る損害賠償や山林の賠償について、詳細な基準の検討が行われているところであり、引き続き、被害者の実態に沿った賠償を進めていくこととしている。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）等に基づき、国が直轄で除染を実施する除染特別地域¹については、10 市町村（田村市、檜葉町、川内村、南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村、浪江町、大熊町、富岡町）において除染実施計画を策定し、作業を実施している。そのうち、田村市、檜葉町、大熊町、川内村及び常磐自動車道については、計画²に基づく除染が終了した。今後は、必要な事後モニタリングを行い、除染効果の維持を確認するなど、除染事業実施後のフォローアップを行うこととしている。また、平成 25 年 12 月に、南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村、浪江町及び富岡町について、個々の市町村の状況に応じ、除染実施計画を見直した。

今後とも、復興の動きと連携し、作業の加速化・円滑化を図り、可能な限り、

¹ 田村市、檜葉町、川内村、飯舘村、南相馬市、葛尾村、川俣町、浪江町、大熊町、富岡町、双葉町の 11 市町村の環境大臣が指定した地域

² 現在の特別地域内除染実施計画では、避難指示解除準備区域及び居住制限区域を中心とした地域を対象としている。

工期を短縮化し、工程管理を徹底するとともに、進捗状況の見える化に努めることとしている。

また、福島県内で発生した除染に伴う土壌や廃棄物等の中間貯蔵施設の整備については、中間貯蔵施設の設置候補地におけるボーリング調査や学識経験者からなる検討会を開催し、中間貯蔵施設の施設の安全性に関する考え方や環境保全の措置等について検討を行った。それらの結果を踏まえ、平成 25 年 12 月に、環境・復興両大臣から福島県並びに檜葉町、富岡町、大熊町及び双葉町に対して、中間貯蔵施設の設置等の案を提示し、受入れを要請した。この案については、平成 26 年 2 月に福島県知事から、地元の総意として中間貯蔵施設については、大熊町及び双葉町に集約すること等の見直しの申入れを受けたことから、国として慎重に検討し、平成 26 年 3 月に両大臣から、中間貯蔵施設の計画面積を変えることなく、大熊町及び双葉町に集約するなど回答した。今後とも、平成 27 年 1 月の搬入開始に向け、政府一丸となって全力で取り組むこととしている。

また、福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 7 条第 1 項の規定により、福島県知事の申出に基づき、「避難解除等区域復興再生計画」を平成 25 年 3 月 19 日に策定した。本計画は、「福島復興再生基本方針」（平成 24 年 7 月 13 日閣議決定）に則して、避難解除等区域の復興・再生を推進するために、産業の復興・再生、公共施設の整備、生活環境の整備等に関する内容を定めたものであり、復興・再生のための取組を示すこと等を通じて、住民の帰還や産業立地等に当たっての判断材料を住民・企業等に提供することとしている。なお、現在、避難指示区域の見直し等を踏まえ、「避難解除等区域復興再生計画」の改定に向けた作業を実施中である。

さらに、平成 25 年 10 月 11 日、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等の施策の推進に関する法律（平成 24 年法律第 48 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく基本方針を閣議決定した。本基本方針に定める被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向、支援対象地域に関する事項等に基づき、避難指示区域外から避難した住民に対する支援を含め、被災者生活支援等施策を実施中である。

【参考】平成 24 年度までに講じた主な措置

- 避難指示区域の見直しに伴い、平成 24 年 10 月に精神的損害、就労不能損害等の包括請求方式の受付開始、平成 24 年 12 月に事業用資産、平成 25 年 3 月に宅地・建物・家財の賠償受付を開始した。
- 福島復興再生特別措置法第 7 条第 1 項の規定により、福島県知事の申出に基づき、「避難解除等区域復興再生計画」を平成 25 年 3 月 19 日に策定した。
- 平成 24 年 1 月の放射性物質汚染対処特措法の全面施行に伴い、福島県等における除染等を推進するため、環境省は、福島県に福島環境再生事務所を開設し、平成 24 年 4 月には環境省本省等も含めて 500 人規模の体制を確立した。特に福島県における除染の加速化に向けて、判断基準の明確化による福島環境再生事務所への権限委譲や適正な除染推進のための取組等を進めた。

提言4：電気事業者の監視

東電は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言1に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。

提言4 1) 政府は電気事業者との間の接触について、ルールを定め、それに従った情報開示を求める。

原子力規制委員会は、被規制者等との面談は、規制に関するもの以外も含め2人以上で対応し、面談の予約・実施状況を公開している。また、外部有識者の電気事業者等との関係に関する情報公開の徹底を図っている。さらに、新規制基準適合性に係る審査会合等の議論は原則公開するとともに、ネット中継を行い、会議資料や議事録も原則公開している。

【参考】平成24年度までに講じた主な措置

- 平成24年9月19日の平成24年度第1回原子力規制委員会において、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を決定し、その中で原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁職員と被規制者等との面談について、議事概要を作成し、参加者氏名や使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告することとした。さらに、平成25年2月6日の平成24年度第27回原子力規制委員会において、被規制者等との面談は、規制に関するもの以外も含め2人以上で対応し、面談の予約・実施状況を公開すること等を決定した。
- 平成24年10月10日の平成24年度第4回原子力規制委員会において、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」を決定し、外部有識者の電気事業者等との関係に関する情報公開の徹底を図ることとした（平成25年3月に核燃料施設等も対象とするために改定。）。

提言4 2) 電気事業者間において、原子力安全のための先進事例を確認し、その達成に向けた不断の努力を促す相互監視体制を構築する。

米国原子力産業界の自主的な安全推進機関である原子力発電運転協会 (INPO: Institute of Nuclear Power Operations) のベストプラクティスを導入すべく、我が国の原子力事業者等により設立された(一社)原子力安全推進協会 (JANSI: Japan Nuclear Safety Institute) は、事業者が行う安全性向上対策や原子力施設に対する評価及び提言を行っている。

具体的には、事業者が行う安全性向上対策に対する評価及び提言に係る現在の活動として、JANSI は、IAEA の報告書を参考に、欧米と日本のシビアアクシデント対策の比較評価を進めるとともに、確率論的リスク評価 (PRA: Probabilistic Risk Assessment) の導入を促す提言を行っており、さらに今後、米国電力研究所と協力して PRA 研修システムを構築していくこととしている。

原子力施設に対する評価及び提言に係る活動としては、JANSI は、INPO や世界原子力発電事業者協会 (WANO: The World Association of Nuclear Operators) と連携して、原子力施設の運営や設備について評価する取組 (ピア・レビュー) を行っている。また、INPO との長期的・戦略的關係を構築するための新たな協力協定を締結し、今後、評価者の質の向上等により活動の有効性をより高めることとしている。これに加え、個々の原子力発電所を総合的に評価する総合評価システムの構築を進めており、具体的な実績を積み重ねることで、各原子力発電所の格付けを行い、例えば評価の高い原子力発電所の保険料を減免する仕組みの導入など、インセンティブの付与に繋げていくことを目指している。この他にも、JANSI においては、事業者トップや発電所長向けに研修を実施しており、引き続き、各層に向けたリーダーシップ研修を体系的に実施していくこととされている。

なお、JANSI では、これらの活動に関して、協会代表、理事長と事業者トップが直接意見交換する会合を設け、事業者間で相互にプレッシャー (ピア・プレッシャー) をかけるとともに、コミュニケーションの円滑化を図っている。

【参考】平成 24 年度までに講じた主な措置

- ▶ 原子力事業者等は、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえ、常に世界最高水準の安全性を追求するため、米国の原子力産業界の自主的な安全推進

機関である INPO にならって、JANSI を平成 24 年 11 月 15 日に立ち上げた。

提言4 3) 東電に対して、ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等を再構築し、より高い安全目標に向けて、継続した自己改革を実施するように促す。

東京電力(株)福島第一原子力発電所における事故以降、流入する地下水によって毎日増加する汚染水への対応を継続してきたが、未だ解決には至っておらず、深刻化する汚染水問題を根本的に解決することが急務となっている。

東京電力(株)のガバナンス体制については、これまで、取締役会の過半数が社外取締役で構成される委員会設置会社への移行、原子力損害賠償支援機構による1兆円の東電株の引受けによる一時的な公的管理を行ってきた。平成25年4月から社内カンパニー制度を導入し、経営合理化・透明性の確保等を図った。平成25年5月には、外国人を含む外部有識者等から構成される原子力改革監視委員会において取りまとめた「原子力安全改革プラン」を具現化し、「原子力安全監視室」を設置して、国内外の原子力安全に関する最新の知見と経験を収集・分析するとともに、あくまでも執行側から独立した第三者の立場から執行側の原子力事業の運営を評価し、取締役会に報告する体制を確立した。さらに、東京電力(株)では、平成26年4月に、廃炉・汚染水対策に係る人的・資金的リソースを社内で十分に担保するため、福島第一廃炉推進カンパニーを組織した。

東京電力(株)の危機管理体制については、汚染水の港湾への流出やタンクからの漏えいを受け、平成25年8月、社長直轄の「汚染水・タンク対策本部」を設置し、汚染水問題に対する意思決定の迅速化とリソースの集中投入による体制の強化を行った。さらに、平成25年11月には、東京電力(株)は、福島第一原子力発電所での廃炉作業や汚染水・タンク問題対策の加速化、信頼性向上を目的として、原子力規制委員会からの指摘事項も踏まえつつ、同社が緊急に取り組むべき安全対策として「福島第一原子力発電所の緊急安全対策」を策定し、労働環境の改善やマネジメント・体制強化等を実施した。また、東京電力(株)は、「福島第一原子力発電所の緊急安全対策」の中で、中長期の作業員確保に配慮した随意契約の採用による請負工事発注方式の見直しを行うとともに、平成

26年1月に策定した新・総合特別事業計画の中で、①労務管理を抜本的に改善し、現場作業の加速化と作業性を向上するとともに、②マネジメントの改善と体制の強化による安全と品質の確保等を図ることとしている。

東京電力(株)の情報開示体制については、平成25年4月に社長直轄の「ソーシャル・コミュニケーション室」を設置し、潜在リスク情報の日常的な収集・分析、リスクやトラブル発生時の迅速かつ適切な情報開示の促進等を行っている。また、平成26年1月に責任者(室長)を社外から招へいし、社会の尺度や目線に適合する体質改善を進め、立地地域・社会の理解獲得・信頼関係の再構築に向けて取り組んでいる。

この他、平成25年4月に、汚染水漏えい等のトラブルに関して、茂木経済産業大臣から廣瀬東京電力(株)社長に対して、全社一丸となった再発防止と信頼回復に向けた取組実施の指示があったことを受け、東京電力(株)内に発足した「福島第一信頼度向上緊急対策本部」において、トラブル等の「通報基準・公表方法」や「テンプレート」を整備し、平成25年7月からの試運用を経て、平成25年9月から運用を開始した。

さらに、平成25年9月に政府が示した「国際的な情報発信の強化」の方針(「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」)を受けて、東京電力(株)は、リスクコミュニケーターによる在京大使館への訪問説明や海外向けウェブページの改訂など、海外への情報発信の抜本的な強化・改善を実施した。

政府としては、平成25年12月20日に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を閣議決定し、この中で、「東京電力が、責任主体として、廃炉・汚染水対策に持続的に集中して取り組むため、電力システム改革を踏まえて、発電、送配電、小売をそれぞれ子会社として電力供給等に専念させ、東京電力本体はその収益を活用することなどにより、全社的な観点から資源を投じて廃炉・汚染水対策に取り組むことが必要」と指摘した。これを受けて、東京電力(株)は、平成26年1月に認定を受けた「新・総合特別事業計画」において、「福島復興本社における取組をさらに充実させていくとともに、国との連携を深め、内外の技術と専門家を福島第一廃炉推進カンパニーに集積するなど、汚染水問題や廃炉に最大限のリソースを投入し、持続的に福島原子力事故の責任を全うすること」を定めた。今後、原子力損害賠償支援機構法(平成23年法律第94号)に

基づき、引き続き、原子力損害賠償支援機構と共に、東京電力(株)が「新・総合特別事業計画」に沿って取組を進めていくことを監視することとしている。

その上で、廃炉・汚染水対策については、平成 23 年 12 月に決定した「東京電力(株)福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(平成 25 年 6 月に改訂)や、平成 25 年 9 月に決定した、汚染水対策の 3 つの基本方針(汚染源を取り除く、汚染源に水を近づけない、汚染水を漏らさない)を盛り込んだ「汚染水問題に関する基本方針」等に沿って、取組を進めている。これらに基づき、平成 25 年 9 月には、国が前面に立って、廃炉・汚染水対策の大きな方針の決定や、必要な対策の立案・検討を行うために、原子力災害対策本部の下に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議や廃炉・汚染水対策チームを設置するなど体制を整備するとともに、廃炉・汚染水対策現地調整会議及び廃炉・汚染水対策現地事務所を設置し、関係府省等から東京電力(株)福島第一原子力発電所の現場に常駐する職員も含めて国としての体制を強化した。平成 25 年 12 月には、原子力災害対策本部において、廃炉・汚染水問題に対する予防的・重層的な追加対策として、「東京電力(株)福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策」(表 7)を取りまとめ、政府として引き続き方針の決定や進捗の管理を行っていくこととしている。

表 7 廃炉・汚染水問題に関する予防的・重層的な追加対策の概要

1. 汚染水問題に対する予防的・重層的な追加対策の実施

①汚染源を「取り除く」

主な追加対策：

- ◆多核種除去設備の増設
- ◆タンク漏えい水対策（土壌中のストロンチウム捕集）
- ◆港湾内の海水の浄化 等

②汚染源に水を「近づけない」

主な追加対策：

- ◆「広域的な舗装（表面遮水）」又は「追加的な遮水とその内側の舗装」
※地表面の除染等の線量低減も考慮
- ◆タンク天板への雨どいの設置

③汚染水を「漏らさない」

主な追加対策：

- ◆溶接型タンクの設置加速
- ◆大規模津波対策（建屋防水扉等）
- ◆建屋からの汚染水の漏えいの防止
- ◆汚染水移送ループの縮小 等

- 特に、汚染水貯水タンクの増設については、溶接型タンクの設置加速を進めるとともに、地震による液体表面の揺れ等に備えて十分なタンク容量を確保するため、関係事業者の協力を促すなど、官民を挙げて可能な限り加速化する必要がある。
- 追加対策についても、港湾内の海水の浄化技術や土壌中の放射性物質除去技術など技術的難易度が高いものは、平成 25 年度補正予算を活用し、技術の検証等の取組を進めていく。
- なおリスクが残存するトリチウム水について、あらゆる選択肢について、総合的な評価を早急に実施し、対策を検討する。

2. 風評被害対策としての情報発信の一層の強化

- 引き続き、科学的根拠に基づいた情報発信を国際的に開かれた形で行う。関係省庁の協力の下、廃炉・汚染水対策チームによる一元的な対応を強化する。

また、原子力規制委員会においては、汚染水問題に係る具体的な対策の検討を行っている廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議に、規制当局として参加してい

る。原子力規制委員会は、平成 25 年 8 月に汚染水対策検討ワーキンググループを立ち上げ、東京電力(株)による汚染水流出防止対策等の実施状況について評価し、必要な技術的助言を行うとともに、現地においても放射線計測に関する技術的指導・助言を行った。平成 25 年 10 月 28 日には、田中原子力規制委員会委員長が廣瀬東京電力(株)社長と面談をし、作業員の環境やサイト内の放射線対策など、職場環境の整備等を求めた。これを受けて、11 月 8 日に東京電力(株)が決定した緊急安全対策の取組状況について、原子力規制委員会は、現場での実施状況の確認等を行っている。平成 26 年 3 月 20 日、再度、田中委員長は廣瀬社長と面談をし、緊急安全対策の進捗状況の報告を受けた。東京電力(株)による汚染水流出防止対策等の実施状況について、引き続き、汚染水対策検討ワーキンググループにおいて評価し、必要な技術的助言を行うとともに、現地においても放射線計測に関する技術的指導・助言を行っていくこととしている。

なお、東京電力(株)福島第一原子力発電所の実用発電用原子炉施設に関しては、原子力災害が発生し、応急措置を講じた施設に対して、施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を実施させるため、平成 24 年 11 月に原子炉等規制法に基づき「特定原子力施設」に指定されており、その際、原子力規制委員会は「措置を講ずべき事項」を示した。その後、原子力規制委員会は、「特定原子力施設監視・評価検討会」において、東京電力(株)から示された「実施計画」を審査し、平成 25 年 8 月に同計画を認可した。その後も、東京電力(株)の作業の進捗状況に応じ、7 件の実施計画の変更を認可するとともに、実施計画の遵守状況の検査も行い、東京電力(株)の取組を監視している。また、特定原子力施設監視・評価検討会では、地下水流入に起因するタービン建屋等の内部に滞留する高濃度の汚染水への対策（凍土壁、地下水バイパス、サブドレンからの地下水のくみ上げ等）について、当該滞留水を周辺の地中に漏出しないための設備の設計及び性能、信頼性、手順の整備等に係る技術基準を検討している。この他にも、平成 25 年 12 月に閣議決定された汚染水問題に対する政府全体の追加対策を踏まえ、今後、必要に応じて東京電力(株)から「実施計画」の変更申請が提出される見込みであり、原子力規制委員会としては、その変更申請の審査の中で、当該対策が災害の防止上十分なものであるかを確認していくこととしている。

平成 24 年 11 月に原子力規制委員会が示した「措置を講ずべき事項」では、

施設全体からの放射性物質等の追加的放出による敷地境界の実効線量の評価値は1 mSv/年を超過しないことを求めたが、汚染水の地上タンクへの貯蔵により平成25年12月時点で8 mSv/年と要求値を超過している状況となっている。こうした状況を受け、原子力規制委員会では、技術的な実現可能性も考慮した上で、平成26年2月、東京電力(株)に対し、敷地境界における実効線量を段階的に低減させ、遅くとも平成28年3月末までに、施設全体からの放射性物質等の追加的放出による敷地境界の実効線量の評価値を1 mSv/年未満とすること等を指示した。また、リスクの高さが指摘されてきた4号機使用済燃料プールは、当初の計画を前倒しして燃料の取出しを開始され、現在まで、順調に作業が進捗している。燃料の取出し開始に当たって東京電力(株)から提出された実施計画について、時宜に即して審査や検査が行われたとして、IAEAからも良好事例として評価された(平成26年3月31日現在、新燃料22体、使用済燃料528体の取出しを完了し、使用済燃料プール内の燃料体数は983体(新燃料180体、使用済燃料803体))。

なお、30年から40年程度かかると見込まれる東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、国が前面に立って、より着実に廃炉を進められるよう、技術的観点から、支援体制を強化する必要がある。このため、「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改称し、その業務に「事故炉の廃炉支援業務」を追加すること等を定めた原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案を平成26年2月に第186回国会に提出し、5月に成立した。

【参考】平成24年度までに講じた主な措置

- 東京電力(株)においては、原子力損害賠償支援機構法に基づき、平成24年5月に政府から認定を受けた総合特別事業計画(平成25年2月に一部変更の認定(賠償支援枠等の拡大))に沿って、賠償、廃止措置、電力の安定供給という社会に対する重要な責務を果たすため、その実現に向けて、「意識改革」の実行に着手した。
- 情報公開については、東京電力(株)のテレビ会議映像の公開について、平成24年、経済産業大臣から東京電力(株)に対して公開等に関する指示を行い、東京電力(株)のテレビ会議映像の公開を促した。公人と東京電力(株)幹部を除いて氏名・役職等のマスキング処理を行い、個人情報を保護しつつ、報道関係者に

対し東京電力(株)本店及び福島復興本社にて映像を公開した。

- ▶ 危機管理体制については、東京電力(株)社長をトップとする「原子力改革特別タスクフォース」が平成 24 年 9 月に設置され、国内外の有識者で構成される「原子力改革監視委員会」が当該タスクフォースの取組を監視監督している。原子力改革特別タスクフォースにおいて、平成 25 年 3 月に、福島原子力事故の根本原因分析と対策について盛り込んだ最終報告書（福島原子力事故の総括および原子力安全改革プラン）を公表した。
- ▶ ガバナンス体制については、東京電力(株)は、平成 24 年の株主総会后、委員会設置会社への移行を行った。取締役会の過半数を社外取締役で構成するなどの経営構造改革を実行し、経営の客観性・透明性を確保した。平成 24 年 7 月 31 日付けで原子力損害賠償支援機構は東京電力(株)に対して 1 兆円の出資を行い、東京電力(株)は一時的な公的管理下に置かれた。

提言5：新しい規制組織の要件

規制組織は、今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を満たすものとする。

提言5 1) 高い独立性：①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスを確立する。

設置法の趣旨を踏まえ、平成25年1月に策定した原子力規制委員会の組織理念にのっとり、引き続き、①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスの確立に取り組むこととしている。

【参考】平成24年度までに講じた主な措置

- 原子力規制委員会は、これまで関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティ、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制等の機能を統合し、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条に規定される委員会として、設置法に基づき、平成24年9月19日に設置された。
- 設置法には、原子力規制委員会の任務、所掌事務、職権の行使、組織、原子力規制委員会の議決、原子力規制委員会に置かれる審議会等に関する規定が設けられた。また、同法に基づき、原子力規制委員会の事務局として原子力規制庁が置かれ、同庁長官は原子力規制委員会委員長の命を受けて庁務を掌理することとされた。
- 平成24年9月19日の平成24年度第1回原子力規制委員会においては、原子力規制委員会の意思決定のルール、「透明性」、「中立性」の確保等が議論され、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等を策定し、原子力規制委員会そのものだけでなく、各検討チームの議論についても原則公開することを決定するとともに、原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁職員と被規制者等との面談についても情報公開するなど、徹底した透明性を確保することを通じて、中立公正性を確保することとした。

- 平成 24 年 10 月 10 日の平成 24 年度第 4 回原子力規制委員会においては、「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」を決定し、外部有識者の電気事業者等との関係に関する情報公開の徹底を図ることとした（平成 25 年 3 月に核燃料施設等も対象とするために改定。）。
- 平成 25 年 1 月 9 日の平成 24 年度第 22 回原子力規制委員会において、組織理念について議論し、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を、組織の使命として決定した。この使命を果たすため、独立性、実効性、透明性、専門性及び即応性に関する 5 つの活動原則を掲げた（表 8）。

表 8 原子力規制委員会の組織理念

原子力規制委員会は、2011 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。

原子力にかかわる者はすべからず高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。

我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。

使命

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会の使命である。

活動原則

原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁とともに、その使命を果たすため、以下の原則に沿って、職務を遂行する。

(1) 独立した意思決定

何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。

(2) 実効ある行動

形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する。

(3) 透明で開かれた組織

意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。

(4) 向上心と責任感

常に最新の知見に学び、自らを磨くことに努め、倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行する。

(5) 緊急時即応

いかなる事態にも、組織的かつ即座に対応する。また、そのための体制を平時から整える。

提言5 2) 透明性：①各種諮問委員会等を含めて意思決定過程を開示し、その過程において電気事業者等の利害関係者の関与を排除する。②定期的に国会に対して、全ての意思決定過程、決定参加者、施策実施状況等について報告する義務を課す。③推進組織、事業者、政治との間の交渉折衝等に関しては、議事録を残し、原則公開する。④委員の選定は第三者機関に1次選定として、相当数の候補者の選定を行わせた上で、その中から国会同意人事として国会が最終決定するといった透明なプロセスを設定する。

平成25年2月6日に改訂された「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等に基づき、原子力規制委員会そのものだけでなく、各検討チームの議論を原則公開するとともに、原子力規制委員会委員長による定例会見及び原子力規制庁定例ブリーフィングを行い、幅広くメディアからの質問に回答すること等を通じて、意思決定の透明性を確保することとしている。

また、国会に対する定期的な報告として、設置法に基づき、平成24年度の取組をまとめた原子力規制委員会の年次報告書を作成し、平成25年6月に国会に提出した。

「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」（平成24年9月19日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁職員と被規制者等との面談についても情報を公開した。原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁職員と被規制者等との面談については議事要旨を作成し、原則公開した。

【参考】平成24年度までに講じた主な措置

- ▶ 原子力規制委員会の意思決定については、平成24年9月19日の平成24年度

第1回原子力規制委員会において「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を策定した。これに基づき、原子力規制委員会そのもの及び原子力規制委員会で行われる規制の内容について議論する会議は原則公開するとともに、会議資料や議事録も原則公開することとした。

- 「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」を決定し、外部有識者の電気事業者等との関係に関する情報公開の徹底を図ることとした（平成25年3月に核燃料施設等も対象とするために改定。）。
- 原子力規制委員会委員長及び原子力規制庁報道官が定期的に記者会見を行い（それぞれ週に1回、週に2回）、幅広くメディアからの質問に回答することとした。
- 「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」において、原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁職員と被規制者等との面談について、議事概要を作成し、参加者氏名や使用した資料と共に公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告することとした。さらに、平成25年2月6日の平成24年度第27回原子力規制委員会において、被規制者等との面談は、規制に関するもの以外も含め二人以上で対応し、面談の予約・実施状況を公開すること等を決定した。
- 原子力規制委員会委員長及び委員については、設置法第7条において、「委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。」と規定された。

提言5 3) 専門能力と職務への責任感：①新しい規制組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成し、また、そのような人材の採用、育成を実現すべく、原子力規制分野でのグローバルな人材交流、教育、訓練を実施する。②外国人有識者を含む助言組織を設置し、規制当局の運営、人材、在り方等の必要な要件設定等に関する助言を得る。③新しい組織の一員として、職務への責任感を持った人材を中心とすべく、「ノーリターンルール」を当初より、例外なく適用する。

平成 25 年 9 月に原子力の安全確保のため、平成 25 年度追加措置として審査官 18 名の定員増を実施した。その後も、平成 26 年 3 月に、平成 25 年度補正予算措置として、独立行政法人原子力安全基盤機構の統合分の 399 名に加え、原子力規制委員会の純増分として 81 名の定員を措置した(審査・検査関係:52 名、東京電力福島第一原子力発電所事故対応関係:10 名、原子力防災・モニタリング関係:19 名)。平成 26 年 3 月 1 日、独立行政法人原子力安全基盤機構との統合を機に、原子力規制委員会職員の専門性の向上に向けた人材育成機能を抜本的に強化すべく原子力規制委員会に施設等機関「原子力安全人材育成センター」を設置した。

東京大学専門職大学院、IAEA 等の国際機関や、米国原子力規制委員会(NRC: Nuclear Regulatory Commission)に職員を派遣した。これに加え、さらに 1 名を NRC へと派遣するよう手続を進めるなど、原子力規制分野でのグローバルな人材交流を進めている。

原子力規制委員会の新卒採用については、意欲ある優秀な職員確保のため、例年 6 月下旬から行われる夏の官庁訪問に加え、他の技術系官庁と同様に春の官庁訪問も実施した。また、国家公務員試験一般職試験合格者からの採用に加え、原子力規制庁独自の「原子力工学系職員採用試験」を創設し、原子力工学等を専攻した学生を積極的に採用(平成 26 年 3 月 20 日に受験案内を提示し、今夏に試験実施)することとしている。また、原子力規制委員会が強化すべき技術研究・技術調査業務を担当する研究職員を公募した。実務経験者についても、新規制基準への適合性審査、現場の施設に対応した検査、自治体との対話を密にして原子力防災対策を行う職員等を対象として 80 名を目標に採用を行うこととしている。こうした採用にとどまらず、今後、原子力規制委員会において人材育成の基本方針を定め、これに基づき、研修の体系、人材育成・研修に係る制度・環境の整備等を行い、人材育成を着実に進めることとしている。

また、ノーリターナルルールについては、設置法附則第 6 条第 2 項において、「原子力規制庁の職員については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、原子力規制庁の幹部職員のみならずそれ以外の職員についても、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこととする。ただし、この法律の施行後五年を経過するまでの間において、当該職員の意欲、適性等を勘案して特にやむを得ない事由があると認

められる場合は、この限りでない。」と規定されている。原子力規制委員会の発足から平成 26 年 4 月 1 日までの原子力規制委員会から他省庁等への転出職員総数は 132 名で、うち経済産業省へは 59 名が、文部科学省へは 45 名が転出している。このうち例えば、経済産業省本省へ転出した技術系職員数は 13 名であり資源エネルギー庁への転出者はいない。原子力規制庁には、現在のところ若手を中心に出向元への異動を希望する職員も多く、また、時間をかけて適性等を見極めるべき職員も多く存在している。原子力規制庁としては、人材育成プロセスや処遇の充実、独自の職員採用等を行い、原子力規制委員会の独立性を確保し、意欲と専門能力を持った職員が確保できるよう、引き続き取り組むとともに、こうした取組の進捗状況を原子力規制庁から他省庁への転出状況も含め定期的に公表し、国会事故調の提言を踏まえた改善につなげていくこととする。

【参考】平成 24 年度までに講じた主な措置

- ①法律上の資格が必要とされる原子力保安検査官、原子力防災専門官等に対する原子力安全規制に関する専門研修、②実物大の機器・設備を用いた検査実習並びに模擬試験装置を使った異常事象の発生メカニズム及び計測方法を習得する実技研修、③実機のプラントシミュレータを用いた重大事故（シビアアクシデント）対応も含めた運転制御の実習等基礎知識の習得から専門性の向上を図るための研修を実施した。原子力工学に関する知識の維持・向上を図る観点から、大学院レベルのテキストを用いた講義の実施等の新たな取組を開始した。職員一人一人の意識を高めるための取組として、国としての危機管理の在り方についての講演会、品質管理に関する講演会を実施した。
- 国内の関連大学院へ原子力規制庁職員 3 名を派遣し、NRC 等の海外の原子力規制機関や IAEA 等の国際機関への職員の派遣に向けた準備も進めた。
- 専門的な知見や経験を有する者を原子力規制庁発足時及び年度途中においても 13 人採用するとともに、平成 25 年度以降を見据えた新卒・中途採用の活動を開始するなど、人材の確保のための取組に着手した。
- 新しい規制機関としての組織の在り方、規制活動への取組等を含む全般的な課題について広く国際的な知見を反映させることが重要との観点から、原子力規制委員会は、海外の経験豊富な有識者からの助言を得ることを目的に、米国、英国及びフランスの規制機関のトップとしての活動歴を持つ 3 名の有識者を「国際アドバイザー」に委嘱し、平成 24 年 12 月 14 日に東京で原子力規制委員

会との意見交換会を開催した（表9）。

表9 国際アドバイザー

<p>アンドレ・クロード・ラコスト André-Claude Lacoste</p>	<p>フランス原子力安全機関（ASN: Autorité de sûreté nucléaire）前委員長 2007年のIAEAによる対日総合的規制評価サービス（IRRS: Integrated Regulatory Review Service）団長</p>
<p>リチャード・メザーブ Richard A. Meserve</p>	<p>米国原子力規制委員会（NRC）元委員長 IAEA国際原子力安全諮問グループ（INSAG: International Nuclear Safety Group）議長 国会事故調における参考人</p>
<p>マイク・ウェイトマン Mike Weightman</p>	<p>英国原子力規制機関（ONR: Office for Nuclear Regulation）前機関長 IAEA福島第一原子力発電所事故調査専門家チーム団長</p>

※肩書きは、平成26年4月1日現在

提言5 4) 一元化：特に緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化を図る。

平成25年4月1日に、モニタリング実施、放射性同位元素等の使用等の規制及び国際約束に基づく保障措置に係る事務について、設置法附則の規定に基づき、文部科学省から原子力規制委員会に一元化された。

設置法附則第6条第4項に基づき、原子力規制委員会全体として専門性を高めていくため、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案を平成25年10月に第185回臨時国会に提出し、11月に成立、平成26年3月に施行された。独立行政法人原子力安全基盤機構の原子力規制委員会への統合に伴い、その業務が移管された。移管された業務の実施に加え、原子力規制委員会での厳格かつ適正な審査・検査や東京電力(株)福島第一原子力発電所対応、原子力防災対策の充実等を確保するため、統合に伴う一時的な業務増へ対応するための定員を含め、原子力規制委員会の定員は、全体で545人から1,025人に増加した。原子力規制委員会の組織体制についても、①原子力規制委員会の管理・運営の統括部門と②旧独立行政法人原子力安全基盤機構の安全研究部門を中心とした「技術基盤グループ」から成る「長官官房」、③原子炉等規制法に基づく

審査・検査や東京電力(株)福島第一原子力発電所対応を行う「原子力規制部」、④事故時の住民避難やモニタリング体制の整備を進めるための「放射線防護対策部」、⑤原子力規制人材の育成を専門的に行う「原子力安全人材育成センター」を設置した。

【参考】平成 24 年度までに講じた主な措置

- ▶ 原子力規制委員会は、設置法に基づき、これまで関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティ、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制を一元的に担う組織として設置され、平成 24 年 9 月 19 日に発足した。
- ▶ 緊急時の対応については、原子力災害対策マニュアルを見直し、大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を確保した。
- ▶ 中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点（官邸、緊急時対応センター、オフサイトセンター及び立地道府県庁）をつなぐテレビ会議システム等の通信環境の整備を行った。

提言5 5) 自律性：本組織には、国民の健康と安全の実現のため、常に最新の知見を取り入れながら組織の見直しを行い、自己変革を続けることを要求し、国会はその過程を監視する。

原子力規制委員会は、毎年度、政策評価を実施し、政策の不断の見直しや改善を行うこととしており、平成 26 年 3 月に平成 26 年度事後評価実施計画を策定するとともに、独立行政法人原子力安全基盤機構を統合したことを踏まえ、政策体系を見直した。政策評価については、今後、平成 25 年 1 月に定めた政策評価基本計画を踏まえ、毎年度事後評価実施計画を策定し、外部の有識者の意見も聴きながら政策評価を実施するとともに、適切な年度事業実施計画、予算要求等の PDCA サイクルを確立することとしている。

また、原子力規制委員会の取組について幅広い観点からの意見を伺うべく「有識者と原子力規制委員会との意見交換」を平成 25 年 9 月に実施した。この他に

も、海外の経験豊富な有識者からの助言を得ることを目的に、平成 24 年 12 月に立ち上げた「国際アドバイザー」の制度において、米国、英国及びフランスの原子力規制機関のトップとしての経験を有する 3 名の有識者と、平成 25 年 6 月に東京で委員長及び委員との意見交換会等を実施した。今後、平成 27 年末を目処に、IAEA の総合的規制評価サービス (IRRS) を、平成 27 年春までを目処に、IAEA の国際核物質防護諮問サービス (IPPAS: International Physical Protection Advisory Service) を受け入れ、国際的な評価を受けることとしている。

なお、国会に対する定期的な報告として、設置法に基づき、平成 24 年度の取組をまとめた原子力規制委員会の年次報告書を作成し、平成 25 年 6 月に国会に提出した。

【参考】平成 24 年度までに講じた主な措置

- 平成 25 年 1 月 9 日の平成 24 年度第 22 回原子力規制委員会において、組織理念について議論し、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を組織の使命として決定した。この使命を果たすため、独立性、実効性、透明性、専門性及び即応性に関する 5 つの活動原則を掲げた。
- 原子力規制委員会は、毎年度、政策評価を実施し、政策の不断の見直しや改善を行うこととしており、同日に政策評価基本計画及び評価の対象となる施策を整理した政策体系を、平成 25 年度事後評価実施計画として決定した。

提言6：原子力法規制の見直し

原子力法規制については、以下を含め、抜本的に見直す必要がある。

提言6 1) 世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。

原子力規制委員会は、重大事故（シビアアクシデント）対策の強化や、最新の技術的知見を取り入れ既設の施設にも新規制基準への適合を義務づける制度（バックフィット制度）の導入等に伴い、原子炉等規制法に基づき規制基準を見直し、発電用原子炉については平成25年7月8日に、核燃料施設等については12月18日に、新たな基準を策定・施行した。

発電用原子炉については、検討課題ごとに検討チームを立ち上げ、設計基準の強化、シビアアクシデント対策等に関する基準、地震及び津波に対する設計基準等について議論を行った。その際には、国会事故調報告書等でこれまでに明らかにされた情報を踏まえ、海外の規制基準も確認しながら、世界で最も厳しい水準の新規制基準を策定した。新規制基準では東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、地震や津波に耐える性能の強化に加え、巨大地震や大津波により万一シビアアクシデントが発生した場合に対する十分な準備を取り入れた。なお、新規制基準では外部電源の強化（複数回線で異なる変電所等に接続）等の設備面の対策に加えてシビアアクシデント発生時の手順書や体制整備等を盛り込み、ハード・ソフト両面における対応を強化した(表10)。

核燃料施設等については、取り扱う核燃料物質等の形態や施設の構造が多種多様であることから、それらの特徴を踏まえて施設ごとに基準を検討・策定することとした。基準の策定に当たってはIAEAの安全要件等に示された考え方を取り入れたほか、各国の規制基準を参考にし、世界で最も厳しい水準の規制基準の策定を行った。

表 10 新規制基準の基本的な考え方と主な要求事項

共通原因による安全機能の一斉喪失を防止 (シビアアクシデントの防止)	大規模な自然災害への対応強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波の想定手法を見直し ・ 津波浸水対策の導入 ・ 火山・竜巻・森林火災も想定
	火災・内部溢水・停電などへの耐久力向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災対策の強化・徹底 ・ 内部溢水対策の導入 ・ 外部電源の信頼性向上 ・ 所内電源・電源盤の多重化・分散配置 ・ モニタリング・通信システム等の強化
万一シビアアクシデントが発生しても対処できる設備・手順の整備、テロや航空機衝突への対応	炉心損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉の停止対策の強化 ・ 原子炉の減圧対策の強化 ・ 原子炉への注水・除熱対策の強化 ・ 使用済燃料プールへの注水対策の強化
	格納容器の閉じ込め機能等の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 格納容器の破損防止対策の強化 ・ 建屋等の水素爆発防止対策の導入
	放射性物質の拡散抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質の拡散抑制対策の導入
	指揮所等の支援機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策所
テロや航空機衝突への対応	原子炉建屋外設備が破損した場合等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉から 100m離れた場所に電源車等を保管、更なる信頼性向上対策として常設化（特定重大事故等対処施設）

【参考】平成 24 年度までに講じた主な措置

- 設置法により改正された原子力基本法において、原子力利用の安全の確保についての基本方針として、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」等に資することが規定され、設置法及び改正された原子炉等規制法の目的として、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」等に資することが規定された。
- 原子炉等規制法の改正において、東京電力(株)福島原子力発電所の事故を受け、同事故の教訓や最新の技術的知見、IAEA 等の国際機関の定める規制基準を含む海外の規制動向等を踏まえた新たな規制を導入するため、①これまで想定してこなかった重大な事故の発生に伴う所外への放射性物質の異常放出といった災害

の防止が含まれること、及び発電用原子炉設置者等が行うべき保安措置にシビアアクシデント対策も含まれることの明確化を行うなどシビアアクシデント対策の強化、②許可済みの原子炉施設等に対して、最新の知見を踏まえた新たな基準が定められた場合にも当該基準に適合させる制度を導入(バックフィット制度の導入)、③運転期間延長認可制度の導入(運転することができる期間を原則40年とし、特別な認可を受けることにより一回に限り延長することができる制度)、④電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく発電用原子炉施設についての規制を原子炉等規制法に移管するなど発電用原子炉の規制に関する原子炉等規制法への一元化等の措置が講じられた。また、環境基本法(平成5年法律第91号)の改正において、同法第13条が削除され、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置についても、環境基本法の適用の対象とすることとされた。

提言6 2) 安全確保のため第一義的な責任を負う事業者と、原子力災害発生時にこの事業者を支援する他の事故対応を行う各当事者の役割分担を明確化する。

事業者の責任については、改正原子炉等規制法や原子力災害対策指針において、原子力事業者が災害の防止に必要な措置を講ずる責務、原子力事故等の収束の一義的な責任を有することを明確化している。原子力災害対策本部における役割分担については、技術的、専門的知見に基づいて行うオンサイト対応は原子力規制委員会が行い、オンサイト対応に必要な機材調達やオフサイト対応全般は原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)指示に基づき関係省庁が対応することとされている(原災法第20条第2項及び第3項)。今後、防災訓練の積み重ねによる関係機関の連携性の向上、訓練の方法自体の見直し等を実施するとともに、防災訓練等を通じて抽出された課題・教訓を踏まえて原子力災害対策指針等を必要に応じて修正・改定することにより不断に更なる改善を図ることとしている。

【参考】平成24年度までに講じた主な措置

- 平成24年9月19日に施行された設置法により改正された原子炉等規制法にお

いて、原子力事業者の災害の防止に関する必要な措置を講ずる責務等が明確化された。また、原子力災害対策指針において、原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを明確化した。

- ▶ 原子炉等規制法の改正により、シビアアクシデント対策の強化を法定化した一方、原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令により、原子力事業者の防災業務計画に、①緊急時対策所（免震重要棟等）、②原子力事業者災害対策支援拠点、③原子力施設事態即応センター、④原子力事業所内情報伝送設備の整備・運用等、原子力災害の発生に備えて原子力事業者が実施すべき事項を明確化した。
- ▶ 原災法の改正により、原子力事業者に対して、防災訓練の実施とその結果の原子力規制委員会への報告と、その要旨の公表を義務化した。
- ▶ 原災法の改正により、原子力災害対策本部における役割分担を明確化した。具体的には、原災法第20条第2項及び第3項において、①技術的、専門的知見に基づいて行うオンサイト対応は、原子力規制委員会が行うこととされるときも、②オンサイト対応に必要な機材調達やオフサイト対応全般は、本部長（内閣総理大臣）指示に基づき関係行政機関等が対応することとされた。さらに、平成24年10月に改正された原子力災害対策マニュアルにおいて、原子力事故発生時における原子力事業者の事故収束活動に関する情報収集や関係者間における情報共有及びこれに基づく原子力事業者の事故収束の取組を支援するための役割分担・手順等を明確化した。

提言6 3) 原子力法規制が、内外の事故の教訓、世界の安全基準の動向及び最新の技術的知見等が反映されたものになるよう、規制当局に対して、これを不断かつ迅速に見直していくことを義務付け、その履行を監視する仕組みを構築する。

東京電力(株)福島第一原子力発電所における事故の原因を継続的に究明するための取組として、原子力規制委員会は、平成25年5月に「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」を立ち上げ、これまで5回の検討会と4回の現地調査を実施した。今後も、中長期にわたる原子炉内の調査

結果等も踏まえ、引き続き技術的な側面から調査を進めていくこととしている。

また、内外の事故の教訓を原子力法規制に反映させる観点から、昨年度に引き続き、「技術情報検討会」において、国内外の事故情報を収集し、中でも重要な情報を抽出し、分析を行うことを通じて、新たに規制へと反映することが必要な事項の有無について確認を行った。

「原子力規制委員会における安全研究の推進について」を平成 25 年 9 月に原子力規制委員会において決定し、独立行政法人日本原子力研究開発機構や独立行政法人放射線医学総合研究所が行う安全研究が、原子力安全規制等における課題に対応し、また、原子力安全規制等における優先度を踏まえたものとなるよう、原子力規制委員会とこれらの独立行政法人が常にその内容を調整していくこととした。

世界の安全基準の動向及び最新の技術的知見を原子力規制へと反映するため国際会議への参画や、情報交換等を積極的に行った。例えば、IAEA、経済協力開発機構/原子力機関（OECD/NEA）等の国際機関が開催する各種国際会議や原子力の安全に関する条約の会合等に参画し、海外の知見の取込み並びに原子力規制の取組状況等についての情報発信及び意見交換を積極的に行った。また、国際機関に対して原子力規制庁職員を派遣するなど海外との連携強化に努めた。この他、日米 2 国間委員会会合（平成 25 年 11 月 4 日開催）や日仏原子力規制当局間会合（平成 25 年 9 月 12 日開催）等、各国との二国間協力の枠組みにおいて海外の原子力規制機関と原子力安全に関する情報・意見交換を行った。引き続き、各種国際会議への参画や海外の原子力規制機関との情報交換等を積極的に行い、海外の最新の知見を取り込んでいくこととしている。

なお、平成 17 年に、核物質防護に関する国際的取組強化のため、核物質の防護に関する条約の改正が IAEA の会合において採択された。平成 24 年の第 2 回核セキュリティ・サミットでは、締約国は改正の締結手続の加速化を強く要請されている。これを踏まえ、平成 26 年 2 月、条約の改正及びその国内担保法である放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成 19 年法律第 38 号）の一部を改正する法律案を国会に提出し、同法は 4 月 16 日に成立した。

原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会については、平成 25 年度第 41

回原子力規制委員会（平成 26 年 2 月 5 日）にて、調査審議事項、審査委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等及び審査委員の選定方法を決定した。また、原子力規制委員会から両審査会に対して、まず、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について助言を行うよう指示することを決定した。当該決定を踏まえ、平成 26 年度第 4 回原子力規制委員会（4 月 16 日）において委員の任命について決定し、平成 26 年 5 月 12 日に原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会第 1 回合同審査会を開催した。

また、これまでの取組について国際的な標準に照らした評価を受けるため、平成 27 年末を目処に IRRS を、平成 27 年春までを目処に IPPAS を受け入れる予定であり、そのための準備を進めているところである。これらの結果を踏まえて継続的な自己改革を進めることとしている。

政策の不断の見直しや改善の取組については、原子力規制委員会は昨年度に引き続き政策評価を実施しており、平成 26 年 3 月 26 日には平成 26 年度事後評価実施計画を決定した。今後も毎年度事後評価実施計画を策定し、外部の有識者の意見も聴きながら政策評価を実施していく。また、適切な年度事業実施計画の策定、予算要求等の PDCA サイクルを確立することとしている。

原子力の安全については、リスクは決してゼロにはならないとの認識の下、残されたリスクを低減させる活動に規制当局と事業者の双方が継続的に取り組むことが重要であると考えており、今後も継続的に基準の見直しの検討等を行っていく予定である。

【参考】平成 24 年度までに講じた主な措置

- 設置法第 1 条の目的規定において、「原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図る」ことが規定された。また、設置法第 24 条において、原子力規制委員会は、毎年、国会に対して所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない旨が規定された。
- 平成 25 年 1 月 9 日の平成 24 年度第 22 回原子力規制委員会で原子力規制委員会の組織理念について議論し、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を

守ること」を組織の使命として決定した。この使命を果たすため、独立性、実効性、透明性、専門性及び即応性に関する5つの活動原則を掲げた。また、原子力規制委員会は、毎年度、政策評価を実施し、政策の不断の見直しや改善を行うこととしており、同日に政策評価基本計画及び評価の対象となる施策を整理した政策体系を決定するとともに、平成25年3月27日の平成24年度第34回原子力規制委員会において平成25年度事後評価実施計画を決定した。

- ▶ 平成25年2月13日の平成24年度第28回原子力規制委員会で原子力施設の運転経験を規制に反映するための取組について議論し、原子力規制庁に「技術情報検討会」を立ち上げ、原子力規制庁及び独立行政法人原子力安全基盤機構により、国内外のトラブル情報を抽出・分析し、規制への反映の必要性の有無等について確認・検討することを決定した。なお、情報の抽出に当たっては、原子力規制委員会のウェブページ上に公開し、国内の原子力施設に反映すべき技術的課題について、広く一般からコメントを求めることとした。

提言6 4) 新しいルールを既設の原子炉にも遡及適用すること（いわゆるバックフィット）を原則とし、それがルール改訂の抑制といった本末転倒な事態につながるないように、廃炉すべき場合と次善の策が許される場合との線引きを明確にする。

設置法により改正された原子炉等規制法が平成25年7月8日に施行され、既に許可を得た原子力施設に対しても新規制基準への適合が要求される、いわゆるバックフィット制度が適用されることとなった。

発電用原子炉については、新規制基準の施行に先立ち、新規制基準の施行時点で稼働中のプラント（大飯3・4号機）について、新規制基準をどの程度満たしているかについて確認した。平成25年7月3日には、大飯3・4号機の現状について、直ちに安全上重大な問題が生じるものではないとの評価を取りまとめた。その際、新規制基準の要求事項をその時点で満たしていない部分については適切に対策を講じる必要があることを指摘するとともに、地震対策に関しては敷地周辺の断層の連続を考慮した地震動評価、地下構造の詳細な把握等が新規制基準への適合性審査の際に引き続き対応すべき課題である旨を指摘した。

全ての原子炉施設等は例外なく新規規制基準に適合する必要があるため、平成 25 年度中に申請のあった 10 か所の原子力発電所、合計 17 基の発電用原子炉について事業者からの設置変更許可申請等に対する新規規制基準への適合性についての審査を実施しているところである(平成 26 年 5 月 20 日に新たに申請を受領し、申請は、11 か所の原子力発電所、合計 18 基となった。)。なお、シビアアクシデント対策を含む新規規制基準についてはハード・ソフトを一体的に確認することが合理的であることから、設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更認可に係る申請について並行的に審査を実施することとした。

発電用原子炉については、平成 25 年度において 100 回の審査会合及び 8 回の現地調査を実施するとともに、申請書の申請内容に関して事実確認をするためのヒアリングも順次行って適合性審査を進めた(表 11)。平成 26 年 2 月 19 日には、平成 25 年度第 43 回原子力規制委員会において、原子力発電所の設計の前提となる基準地震動及び基準津波高さがおおむね確定し、かつ、他に重大な審査上の問題が無い原子力発電所については、審査における指摘事項等を反映させた申請書の補正を提出させ、「審査書案」を作成していくことを決定した。特に加圧水型原子炉・沸騰水型原子炉それぞれの中で最初に審査書案の作成作業に取りかかるものについては、後続の審査の模範となるような十分に質の高い審査書案を作成するべく、担当チームの枠を超えた共同作業を行うなどにより、審査チームの総力を結集して取り組むこととした。

その後、平成 26 年 3 月 13 日の平成 25 年度第 46 回原子力規制委員会において、現在審査中の発電用原子炉のうち、基準地震動及び基準津波高さを確定できる目途がつき、かつ他に重要な審査上の問題がないと考えられる九州電力(株)川内原子力発電所の 1 号機及び 2 号機について、申請の補正と審査書案の作成の準備を開始することとした。

他の発電用原子炉についても、引き続き審査を行うこととしている。

表 11 事業者からの申請並びに審査会合及び現地調査の状況（発電用原子炉）

申請者	対象発電炉	受領日	審査会合及び 現地調査の 実施回数（回） （平成 26 年 4 月 1 日現在）	
			審査会合	現地調査
北海道電力（株）	泊発電所 （1・2号炉）	平成 25 年 7 月 8 日	22	
北海道電力（株）	泊発電所 （3号炉）	平成 25 年 7 月 8 日	50	1
関西電力（株）	大飯発電所 （3・4号炉）	平成 25 年 7 月 8 日	41	1
関西電力（株）	高浜発電所 （3・4号炉）	平成 25 年 7 月 8 日	41	2
四国電力（株）	伊方発電所 （3号炉）	平成 25 年 7 月 8 日	43	1
九州電力（株）	川内原子力発電所 （1・2号炉）	平成 25 年 7 月 8 日	52	1
九州電力（株）	玄海原子力発電所 （3・4号炉）	平成 25 年 7 月 12 日	40	1
東京電力（株）	柏崎刈羽原子力発電所 （6・7号炉）	平成 25 年 9 月 27 日	3	1
中国電力（株）	島根原子力発電所 （2号炉）	平成 25 年 12 月 25 日	4	
東北電力（株）	女川原子力発電所 （2号炉）	平成 25 年 12 月 27 日	3	
中部電力（株）	浜岡原子力発電所 （4号炉）	平成 26 年 2 月 14 日	2	
日本原子力発電（株）	東海第二発電所	平成 26 年 5 月 20 日	—	—

※一度の審査会合開催で、複数の案件の審査を行うこともある。

※日本原子力発電（株）東海第二発電所については、平成 26 年度に申請されたもの。

【参考】平成 24 年度までに講じた主な措置

- 平成 25 年 7 月 8 日に改正した原子炉等規制法において、許可済みの原子炉施設等に対して、最新の知見を踏まえた新たな基準が定められた場合にも、当該基準に適合させる制度である、いわゆるバックフィット制度が盛り込まれた。
- 平成 25 年 3 月 19 日の平成 24 年度第 33 回原子力規制委員会において、継続的な安全向上が重要であるとの認識の下、バックフィットを繰り返し実施することを念頭に、この制度を定着させ、混乱なく運用できるようにするための基本的な方針を議論した。この中で、新たな規制基準の導入の際には、基準への適合を求めるまでに一定の施行期間を置くことを基本とし、今回のように規制の基準の内容が決まってから施行までが短期間である場合は、規制の基準を満たしているかどうかの判断を、事業者が次に施設の運転を開始する時までに行うこととした。